

定 款

株式会社 フルキャストホールディングス

会社成立 平成2年9月14日

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、商号を 株式会社フルキャストホールディングスと称する。
英文では、FULLCAST HOLDINGS CO. , LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することによって、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 労働者派遣事業
 2. 経営コンサルタント業務
 3. 各種情報収集、情報処理、情報提供、コンサルティングおよびマーケティング
 4. 業務請負・業務受託事業
 5. 広告の企画、制作、代理業
 6. 飲食業
 7. 建築工事業
 8. 総合警備保障業務
 9. 有料職業紹介事業
 10. 不動産の売買・賃貸・仲介・斡旋および管理受託ならびにコンサルティング
 11. 各種代行業務
 12. テレマーケティング業務
 13. コールセンターの運営およびオペレーターの教育
 14. 総合リース業
 15. 旅行業および旅行業者代理
 16. 古物品の売買、販売代行および仲介業務
 17. 商業施設、病院、ホテル、リゾート、ショッピングモール、飲食店、スポーツジム、教育機関、個人住宅等の運営・管理
 18. 前各号に付帯または関連する物品の製造、販売および輸出入業
 19. 前各号に関連する役務の提供
 20. 前各号の営業を行う者に対する投資
 21. その他適法な一切の事業
- ② 前項各号の各事業を自ら営むこと

③ 金銭の貸付または金銭の貸借の媒介

④ 前各項および第1項の各号に付帯関連する業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数および自己の株式の取得)

第6条 当社の発行可能株式総数は110,000,000株とする。

②当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り

扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従い他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないこと

ができる。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録する。

- ② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、10名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第21条 当社は取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中より社長1名を選任し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

- ② 取締役会は、必要に応じて、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中より相談役を定めることができる。

(相談役および顧問)

第22条 取締役会は、その決議によって相談役および顧問を定めることができる。

(代表取締役)

第23条 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

- ② 前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中より会社を代表すべき取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

- ② 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがあるものを除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、

監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法423条第1項の行為に関する取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の決定機関)

第40条 当社は、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- ③ 当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- ② 未払の配当金には利息をつけない。

第8章 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 平成28年3月開催の第23回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。
2. 平成28年3月開催の第23回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）

の行為に関する会社法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

(株主総会資料等の電子提供に関する経過措置)

1. 定款第16条の削除および新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。